平成21年２月10日

各　　位

会　　社　　名　北海道コカ･コーラボトリング株式会社
代　表　者　名　代表取締役社長　　角 野　中 原
（コード番号　２５７３　東証第２部・札証）
問　合　せ　先　取締役経営管理部担当　青 木　利 壽
ＴＥＬ（０１１）８８８－２０５１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年３月27日開催予定の第47期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年１月５日に施行されたことに伴い、現行定款第６条（株券の発行）及び同第８条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）第２項を削除するとともに、同第９条（単元未満株式についての権利）、同第 11 条（株主名簿管理人）及び同第 12 条（株式取扱規則）について所要の変更を行うものであります。

また、会社法第 221 条により、決済合理化法施行日の翌日から起算して１年までは株券喪失登録簿を作成して備え置かなくてはならないことから、現行定款第 11 条（株主名簿管理人）第３項の株券喪失登録簿に係る備置き及びその事務取扱の有効期間について附則を設けることといたします。

２．定款変更の内容

別紙　「定款変更の内容」のとおり

３．日　　程

定款変更のための株主総会日　平成２１年３月２７日
定款変更の効力発生日　　平成２１年３月２７日

以上

別紙

定款変更の内容

（下線は変更部分を示しています。）

現　行　定　款	変　更　案
（株券の発行） 第６条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削　　除）
（自己の株式の取得） 第７条　　（条文記載省略）	（自己の株式の取得） 第６条　　（現行どおり）
（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。
２．当会社は、第6条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	（削　　除）
（単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	（単元未満株式についての権利） 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
（単元未満株式の売渡請求） 第10条　　（条文記載省略）	（単元未満株式の売渡請求） 第９条　　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（株主名簿管理人） 第11条　当会社は株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第10条　（現行どおり） ２．　（現行どおり） ３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規則） 第12条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第11条　当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。
第13条 ｜　（条文記載省略） 第46条	第12条 ｜　現行第13条から第46条までの条数をそれぞれ１条ずつ繰り上げる。 第45条　条文の内容は現行どおり。
（新　設）	附　則
（新　設）	第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（新　設）	第２条　前条及び本条は、平成22年１月６日まで有効とし、同日をもって前条及び本条を削るものとする。

以　上